

先進諸国の差別禁止法制における、差別の意味の変遷

Changes in the meaning of discrimination in anti-discrimination legislation in developed countries.

窪 誠 (KUBO Makoto)

以下は、2020年12月5日、山崎公士神奈川大学名誉教授が主宰する人権政策論研究会において行った報告の概要である。

近年、アメリカにおいて、「批判的人種理論 (critical race theory)」が盛んに議論されている。その沿革と、特徴、現実的意義、日本との共通点について検討する。

<沿革>

1960年代、アメリカにおいて、黒人への人種差別に抗議する公民権運動が活発化した。ところが、70年代以降は逆に保守的バックラッシュが巻き起こる。つまり、「もうアメリカに差別はない」という主張が勢いを増してくるのである。しかも、その主張は、法律は人種を考慮しない中立的なものであるという考えを前提としていた。これに対して、80年代になると、人種のみならず、女性、障害者など差別される側の人々が、法律のみならず、社会科学一般の中立性・客観性を批判するようになったのが、批判的人種理論の始まりである。

<特徴>

従来 of 学問の客観性中立性を批判する批判的人種理論は、個人の主観を尊重する。「個人の観点によって世界は異なる」というニーチェの言葉を尊重し、さらに、一人の個人内部における多様な主観のあり方も重視する。

それ故、人種も支配者の偏見という主観によって構築された社会的構築物=構造であると捉える。こうした視点によって、支配者・差別者には見えない問題が浮き彫りになった。すなわち。差別が、被支配者・被差別者には明白な日常的事実であるのに対して、差別者はそのことについて、まったく無自覚なのである。これを多数者側のカラーブラインドネスという。

<現実的意義>

こうして、批判的人種理論は、被抑圧者連帯のための理論として現実的な意義を有すると同時に、差別も主観であるからこそ変えられるという希望を与える。

<日本との共通点>

日本においても、差別の無自覚性すなわち「差別はもう存在しない」という言説が多く見られる。そして、差別の現実を語ることが逆に「差別」として批判されることも多い。たとえば、「差別差別というから差別がなくなる」という言説である。

このように、批判的人種理論は、日本においても研究する価値のある理論である。

(以上)